

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(食と暮らしの安全推進課)

一

○かきの処理に関する取締条例施行規則を廃止する規則

( 同 )

一九

○食品衛生取締条例施行規則を廃止する規則

( 同 )

一九

○興行場法施行細則の一部を改正する規則

( 同 )

一九

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

( 同 )

二〇

○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

(畜産課)

二一

## 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十八号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

第八条第二号中「第五十四条及び第五十五条第一項」を「第五十九条及び第六十条第一項」に改め、

同条を第四条とする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「の様式は、様式第二号」を「は、様式第一号によるもの」に改め、同条に次の一項を

加える。

2 前項の届書の提出は、厚生労働省食品衛生申請等システム(以下「申請等システム」という。)

を使用して行う届出をもつて代えることができる。

第十一条を第五条とする。

第十二条の見出しを「営業許可申請書等」に改め、同条第一項中「第六十七条第一項及び第二項」を「第六十七条」に、「の様式は、自動販売機又は自動製氷機による営業(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び自動製氷機による氷雪製造業に限る。）」にあつては様式第三号、その他の形態による営業にあつては様式第四号」を「及び省令第七十条の二に規定する届出書は、様式第二号によるもの」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に、「様式第五号の届出書によつて行うもの」を「様式第三号によるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 省令第七十一条の二に規定する届出書は、様式第四号によるものとする。

4 前三項の申請書又は届出書の提出は、申請等システムを使用して行う申請又は届出をもつて代えることができる。

第十二条を第六条とする。

第十三条の見出しを「(承継の届出)」に改め、同条第一項中「第六十八条」の下に「から第七十条まで」を加え、「の様式は、様式第六号」を「は、様式第五号によるもの」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の届出書の提出は、申請等システムを使用して行う届出をもつて代えることができる。

第十三条第三項を削り、同条を第七条とする。

第十四条中「の様式は、様式第九号」を「は、様式第六号によるもの」に改め、同条を第八条とし、

同条の次に次の一条を加える。

(許可証の書換え交付又は再交付の申請)

第九条 条例第六条の規定による申請は様式第七号、条例第七条の規定による申請は様式第八号によるものとする。

第十五条の見出しを「(休業等の届出)」に改め、同条中「第四条第一項又は第二項」を「第八条第一項」に改め、「廃業又は解散に係る届出は様式第十号に、同条第一項の規定による」を削り、「様式第十一号」を「様式第九号」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(食品等の回収等の届出)

第十一条 法第五十八条第一項及び食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生法上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府令第十一号)第二条から第四条までの規定による届出は、様式第十号によるものとする。

2 前項の届出は、申請等システムを使用して行う届出をもつて代えることができる。

様式第一号から様式第十号までを次のように改める。

様式第1号 (第5条第1項関係)

許可番号

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

食品衛生管理者設置(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		
	届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者氏名		年 月 日生
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
施設の名称、屋号又は商号			
令第13条に規定する食品又は添加物の別		① 全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ② 加糖粉乳 ③ 調製粉乳 ④ 食肉製品 ⑤ 魚肉ハム ⑥ 魚肉ソーセージ ⑦ 放射線照射食品 ⑧ 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ⑨ マーガリン ⑩ ショートニング ⑪ 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな)	
	住所	年 月 日生	
	職名		
	職種		
	職務内容		
	設置(変更)年月日	年 月 日	
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

様式第2号（第6条第1項関係）【表面：許可・届出共通】

収入証紙貼用欄

許可番号	
固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出	
消印番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
じ業た種に報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出品取扱施設（※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※ 自動車による営業の場合		
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)	認定番号	第 号	年 月 日
ふぐ処理者氏名 ※ ふぐを処理する営業の場合	及び認定年月日			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する者			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	1	番号 年 月 日		
	2	番号 年 月 日		
	3	番号 年 月 日		
	4	番号 年 月 日		
備考				

様式第3号 (第6条第2項関係) 【表面：許可・届出共通】

許可番号	
固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出	
※ 管理者記載欄	

- ※ 太枠内については変更がある項目のみ記載してください。
- ※ 変更がある項目名を○で囲んでください。

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

- ※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
- 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 )

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	(生年月日) 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
就業種情報に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 (※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。)		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

【裏面：許可のみ】

※ 太枠内については変更がある項目のみ記載してください。

※ 変更がある項目名を○で囲んでください。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
3	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※ 自動車による営業の場合	
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）			
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
ふぐ処理者氏名 ※ ふぐを処理する営業の場合	認定番号 及び認定年月日	第 号 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 番号 年 月 日		
	2 番号 年 月 日		
	3 番号 年 月 日		
4 番号 年 月 日			
備考			

様式第4号（第6条第3項関係）【表面：許可・届出共通】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出  
※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	(生年月日) 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
就業種に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設（※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日		年 月 日	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	



【裏面：許可のみ】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※ 自動車による営業の場合		
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>		
	(ふりがな)	認定番号及び認定年月日	第 号	年 月 日
ふぐ処理者氏名 ※ ふぐを処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 営業許可証	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	1	番号 年 月 日		
	2	番号 年 月 日		
	3	番号 年 月 日		
	4	番号 年 月 日		
備考				

様式第5号（第7条第1項関係）

許可番号   
 固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出  
 ※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

地位承継届

下記のとおり、許可業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日) 年 月 日生
	届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が二人以上いる場合)	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日（許可営業の場合のみ）	営業の種類	備考
	番号                   年    月    日		
	番号                   年    月    日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日（許可営業の場合のみ）	営業の種類	備考
	番号                   年    月    日		
	番号                   年    月    日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日（許可営業の場合のみ）	営業の種類	備考
	番号                   年    月    日		
	番号                   年    月    日		
備考			

様式第6号（第8条関係）

許可番号	
固定・自動車・仮設・臨時・届出	
※ 管理者記載欄	
年	月 日

宮城県知事 殿

製品検査申請書

食品衛生法施行令第5条第2項の規定に基づき、次のとおり製品検査を申請します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日)  年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
製品情報	製品の名称		申請数量
	1		
	2		
	3		
製造又は加工の年月日			年 月 日
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	
備考			

(備考) 当該申請に係る検査命令書の写しを添付すること。ただし、当該申請に係る命令につき既に検査命令書の写しが提出されている場合は、添付は不要です。

様式第7号（第9条関係）

収入証紙貼用欄

許可番号	
固定・自販機・自動車・仮設・臨時	
消印番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可証書換え交付申請書

食品衛生法施行条例第6条の規定に基づき、次のとおり許可証の書換え交付を申請します。

申請者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	申請者住所 ※ 法人にあつては、所在地			
	(ふりがな)		(生年月日)	
	申請者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
変更内容	変更事項			
	変更前			
	変更後			
担当者	(ふりがな)	電話番号		
	担当者氏名			
備考				

(備考) 許可証を添付すること。

様式第8号 (第9条関係)

収入証紙貼用欄

許可番号	
固定・自販機・自動車・仮設・臨時	
消印番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可証再交付申請書

食品衛生法施行条例第7条の規定に基づき、次のとおり許可証の再交付を申請します。

申請者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：			
	電子メールアドレス：		法人番号：			
	申請者住所 ※ 法人にあつては、所在地					
	(ふりがな)		(生年月日)			
	申請者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：			
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考		
	番号	年 月 日				
	番号	年 月 日				
再交付申請の理由						
担当者	(ふりがな)	電話番号				
	担当者氏名					
備考						

(備考) 破り、又は汚した場合にあつては、その許可証を添付すること。

様式第9号（第10条関係）【表面：許可・届出共通】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出  
※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届（休業・再開）

食品衛生法施行条例第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	(生年月日) 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		
	自動販売機の型番	自由記載 業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
就業た種に報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設（※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
休業・再開 年 月 日		休業期間	年 月 日から 日まで
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

【裏面：許可のみ】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※ 自動車において調理又は販売する営業の場合		
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)	認定番号及び認定年月日	第 号 年 月 日	
ふぐ処理者氏名 ※ ふぐを処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1 番号			
	年 月 日			
	2 番号			
	年 月 日			
3 番号				
年 月 日				
4 番号				
年 月 日				
備考				



様式第10号（第11条関係）

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出  
※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

自主回収届（着手／変更／終了）

※ 変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、色付け箇所は変更等がない場合も記載してください。色付け箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。  
 太枠内については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第58条第1項□ 食品表示法第10条の2□ の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※ 法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ※ 食品表示法に関する自主回収の場合は、表示に責任を有する者			
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名（ふりがな） ※ 食品表示法に関する自主回収の場合は、表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	委託事業者住所 ※ 法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報 (注)	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称（屋号又は商号は、追記してください。） ※ 法人にあつては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：	商品名：	
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等） ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	回収の理由	内容	
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ <input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ			

(注) 一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等） ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	回収に着手した年月日： 年 月 日		
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）		
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等） ※ 届出時点		
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）		
	健康への危険の程度 ※ 県において記載	内容 ※ 県において記載	
	画像（商品の全体が分かる画像）、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等） ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	備考		
	担当者	（ふりがな） 担当者氏名	電話番号

様式第十一号及び別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

かきの処理に関する取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十九号

かきの処理に関する取締条例施行規則を廃止する規則

かきの処理に関する取締条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第八十五号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和二年宮城県条例第七十八号）第二条の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例（昭和二十九年宮城県条例第四十三号。以下「旧条例」という。）第四条の許可を受けている者又は旧条例第十五条の規定による届出をしている者については、令和六年五月三十一日までの間、この規則による廃止前のかきの処理に関する取締条例施行規則第一条から第五条までの規定は、なおその効力を有する。ただし、旧条例第四条の許可を受けている者がこの規則の施行後に当該許可に係る営業について食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「新法」という。）第五十五条第一項の許可を受けた場合又は旧条例第十五条の規定による届出をしている者がこの規則の施行後に当該届出に係る営業について新法第五十五条第一項の許可を受けた場合は、この限りでない。

食品衛生取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

○宮城県規則第百二十号

食品衛生取締条例施行規則を廃止する規則

食品衛生取締条例施行規則（昭和三十年宮城県規則第四十号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和二年宮城県条例第七十八号）第二条の規定による廃止前の食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号。以下「旧条例」という。）第三条の登録を受けている者については令和六年五月三十一日までの間、旧条例第四条の登録を受けている者については令和三年十一月三十日までの間、この規則による廃止前の食品衛生取締条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。ただし、旧条例第三条の登録を受けている者がこの規則の施行後に当該登録に係る営業について食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「新法」という。）第五十五条第一項の許可を受けた場合若しくは新法第五十七条第一項の規定による届出をした場合又は旧条例第四条の登録を受けている者がこの規則の施行後に当該登録に係る営業について新法第五十七条第一項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十一号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「次に掲げる要件」を「入場者の移動、避難又は客席部の清掃に支障のない構造であつて、適当な数及び広さ」に改め、同号イからハまでを削る。

第五条第二号中「客席の構造は、次に掲げる要件」を「いす席、座り席又は立ち席は、それぞれ適当な数及び広さ」に改め、同号イからハまでを削る。

様式第一号（その一）中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「6 管理者  
住所  
氏名

を

「6 営業者から興行場営業を譲り受けたことの有無 有・無  
7 管理者

住所  
氏名

に

改め、同様式備考中

「(2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

(3) 消防法令適合通知書

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

「(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

2 興行場営業を譲り受けた者は、「2 興行場の種別」「4 興行場の構造設備の概要」「5 入場者の定員」のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 上記2で変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、興行場営業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。

4 上記2で変更がない事項の記載を省略する場合には、その興行場の構造設備に変更がない場合限り、当該興行場の構造設備を明らかにした図面の添付を省略することができる。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

改め、同様式備考中

客 席	床 面 積 (㎡)				
	専 用 幅 員 (cm)				
いす席	いす背の間隔 (cm)				
	座り席 専用面積 (㎡/人)				
立ち席	専用面積 (㎡/人)				
	専用面積 (㎡/人)				
通 路 幅 員	横 (cm)				
	縦 (cm)				

を

「客席部の床面積 (㎡)

に改

める。

様式第二号中「氏名 印」や「氏名

」に改め、同様式備考1中②及び③を削り、「(4)を(2)」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、

様式第三号中「氏名 印」や「氏名

」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、

様式第四号中「氏名 印」や「氏名

」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、

様式第五号中「氏名 印」や「氏名

」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、

様式第六号中「氏名 印」や「氏名

」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、

様式第七号備考1中「戸籍謄本」の注「又は法定相続情報一覧図の写し」を加へ、同様式備考3

中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、 印」や「氏名

様式第八号中「氏名 印」や「氏名

改め、同様式備考2中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の興行場法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の興行場法施行細則の規定によるものとみなす。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十一号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和六十一年宮城県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる全ての事項について、それぞれ同

表の下欄に掲げる基準に適合すること」に改め、同条各号を削る。

様式第一号(ヤの二)中「氏名

印」を「氏名

」に、

管理者	住所	
	氏名	
	設置理由	

を

管理者	住所	
	氏名	
	設置理由	

に

5 営業者から公衆浴場営業を譲り受けたことの有無 有・無  
 改め、様式第一号(ヤの二)備考中

「2 申請者が個人であつて、住所・氏名を自署した場合は押印不要とすることができる。」を

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
 「2 公衆浴場営業を譲り受けた者は、」2 公衆浴場の種類」「3 営業施設の構造設備」  
 「4 その他知事が定める事項」のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 上記2で変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、公衆浴場営業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。

4 上記2で変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、その公衆浴場の構造設備に変更がない場合に限り、当該公衆浴場の構造設備を明らかにした図面の添付を省略することができる。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

に改め

様式第二号備考一中「戸籍謄本」のトビ「又は法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式中備考

3を削り、備考4を備考3とする。

様式第三号中「代表者の氏名

改める。

様式第四号中「氏名

」に改め、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

様式第五号中「氏名

」に改め、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とする。

様式第六号中「中々

」に改め、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の公衆浴場法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、  
 当分の間、改正後の公衆浴場法施行細則の規定によるものとみなす。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十三号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(平成十二年宮城県規則第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

第五条を次のように改める。

(開設の許可証)

第五条 家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第三十三条の許可証は、様式

第二号とする。

第七条中「第五条」を「第三条」に改める。

第八条の見出し中「頭数等」を「家畜人工授精の実施状況」に改め、同条中「第六条」を「第四条

第一項」に改める。

第九条を次のように改める。

(家畜受精卵移植の実施状況の報告書)

第九条 条例第四条第二項の規則で定める様式は、様式第五号とする。

第十条を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

管理番号：第 号

家畜人工授精所開設許可証

開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及び家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

宮城県知事

印

様式第三号中「第5条」を「第3条」に改める。  
様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

家畜人工授精実施状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

家畜人工授精師(獣医師)番号:  
家畜人工授精所の管理番号:  
住 所:  
氏 名:

家畜改良増殖法施行条例第4条第1項の規定により、 年1月1日から同年12月31日までの家畜人工授精実施状況を次のとおり報告します。

種 畜 品 種 名 前	前年12月31日時点 の 保 存 数 量	生 産 数 量	譲 受 数 量	譲 渡 数 量	家 畜 人 工 授 精 した 頭 数	利 用 数 量		廃 棄 等 の 数 量	年12月31 日時点の保 存 数 量	種 付 け (自然交配) した 頭 数	備 考
						自 己 の 飼 養 する 雌 の 家 畜 に 利 用 し た 数 量	受 精 卵 の 作 成 等 に 利 用 し た 数 量				
	a	b	c	d	e	f	g	h	$a+b+c-d-e-f-g-h$		
種 小計											
種 小計											
種 合計											
種 合計											

備 考

- この報告書は、家畜人工授精を実施又は家畜人工授精用精液を保管する者が作成すること。
- 特定家畜人工授精用精液等は、品種ごとに小計欄を設け、小計を合算した合計数量を記載すること。
- 特定家畜人工授精用精液等以外は、種畜の名前は記載不要とし、品種ごとの合計数量を記載すること。
- 家畜人工授精した頭数は、延べ頭数とする。
- 譲受数量には、保存の委託を受けた家畜人工授精用精液の搬入を含む。
- 譲渡数量及び家畜人工授精した頭数には、保存の委託を受けた家畜人工授精用精液の搬出を含む。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第9条関係)

家畜受精卵移植実施状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

家畜人工授精師（獣医師）番号：  
 家畜人工授精所の管理番号：  
 住 所：  
 氏 名：

家畜改良増殖法施行条例第4条第2項の規定により、 年1月1日から同年12月31日までの家畜受精卵移植実施状況を次のとおり報告します。

家畜受精卵の別種	前年12月31日時点の保存数量	生産数量	譲受数量	譲渡数量	家畜受精卵移植した頭数			利用数量			廃棄等数量	年12月31日時点の保存数量	備考
					受卵牛の品種			自己の飼養に利用した雌畜の頭数	飼養した畜に利用した数	その他の用途に利用した数			
					黒毛和種	ホルスタイン種	その他						
品 種	交配した種畜の名前	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	a+b+c-d-e-f-g-h-i-j	
種	小計												
種	小計												
種	合計												
種	合計												

備 考

- この報告書は、家畜受精卵移植を実施又は家畜受精卵を保管する者が作成すること。
- 特定家畜人工授精用精液等は、品種ごとに小計欄を設け、小計を合算した合計数量を記載すること。
- 特定家畜人工授精用精液等以外は、種畜の名前は記載不要とし、品種ごとの合計数量を記載すること。
- 家畜受精卵移植した頭数は、延べ頭数とする。
- 譲受数量には、保存の委託を受けた家畜受精卵の搬入を含む。
- 譲渡数量及び家畜受精卵移植した頭数には、保存の委託を受けた家畜受精卵の搬出を含む。

様式第六号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第八条及び第九条の規定は、令和三年一月一日以降の期間に係る報告について適用し、令和二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る報告については、なお従前の例による。